平成28年度

緑化助成事業

ガイドブック

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会

目　　次

１．緑化助成事業とは ---------- 1

２．緑化助成対象の基本的な考え方 ---------- 3

３．緑化面積算出の基本的な考え方 ---------- 6

４．維持管理の報告について ---------- 8

５．緑化助成　対象確認フロー ---------- 9

６．手続きの流れ ---------- 10

7．申請書類 ---------- 11

１．緑化助成事業とは

緑化助成事業は、緑あふれる街並みの形成を目的として、道路から見える緑化の施工費用の一部を（公財）福岡市緑のまちづくり協会が助成する事業です。

（１）助成の対象

・道路から植物が見え、かつ道路境界から6m以内の場所に施される緑化であること。

・緑化面積5㎡以上新たに行う緑化であること。

・緑化する植物は健全なものであること。

・一年性植物や野菜類は含みません。

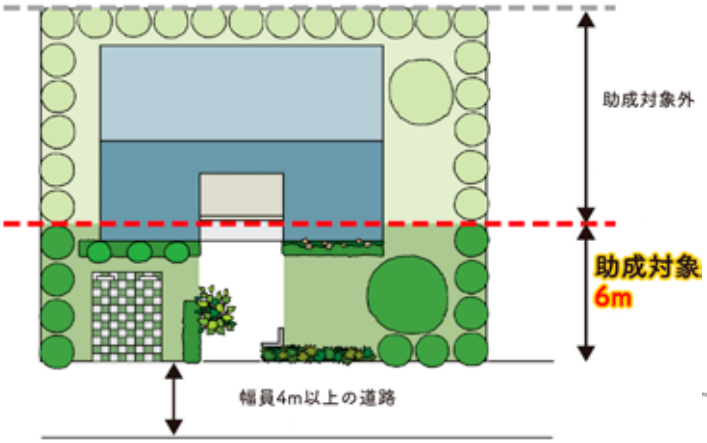

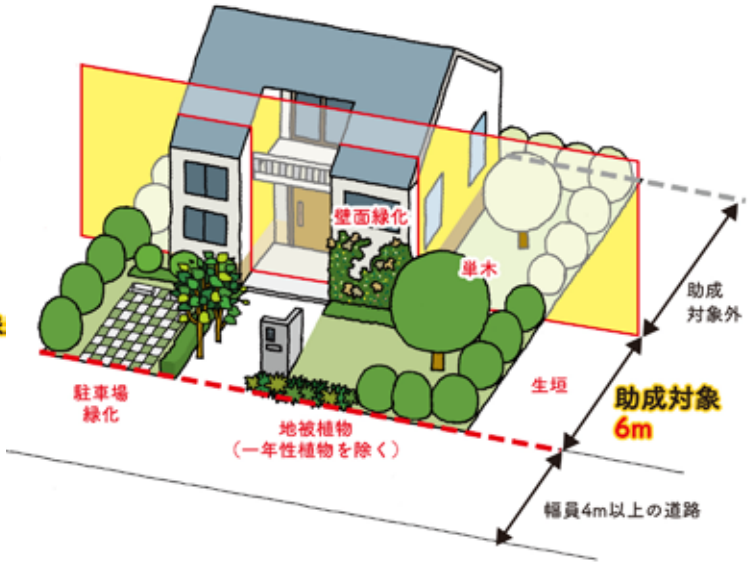

※　詳細はＰ．3以降の「緑化助成対象の基本的な考え方」をご参照ください。

（２）助成の条件

（１）福岡市内の民有地で、所有権、地上権等の権限を有する土地または管理者の同意を得た土地であること。ただし、緑化工法、緑化資材、住宅展示等の営業、建築物等の販売を目的とした緑化事業は除きます。

（２）道路から植物が見え、かつ該当道路境界から6m以内の場所に緑化面積5㎡以上新たに行う緑化であること。

（３）本助成事業以外の助成を受けていないこと。

（４）法令等により緑化を義務づけられている場合は、その基準を超える部分の緑化を助成の対象とします。

（５）同一の敷地において、すでに本助成事業を受けた者には、助成金を交付しません。

（６）事業完了後、最低5年間は良好な樹木等の育成管理に努め、撤去してはなりません。

（３）助成金額

道路境界から6mの範囲内の緑化施工費用の1/2に相当する金額を助成します。

（千円未満は切り捨て）

ただし**緑化面積１㎡当たり１万円を限度**とします。

助成金の上限は３０万円です。

ただし、**既存のものを流用する場合の材料費や工事を申請者自らが行う場合の工事費は対象外**とします。

■助成対象となる緑化施工費用

（１）植物及び土壌、肥料、支柱等の材料費

（２）緑化工事費

（３）基盤造成及び潅水施設等の材料費及びその工事費

（４）壁面緑化の誘引資材の材料費及びその工事費

（５）（１）から（４）を対象とする諸経費

２．緑化助成対象の基本的な考え方

（１）地上緑化
地上において行う緑化をいいます。

ア．使用する植物は樹木及び地被植物とします。

イ．植栽基盤と道路との間に構造物がある場合、道路から構造物の天端までの高さが1.5m以下でなければなりません。ただし、地被植物で緑化する場合は、構造物の高さ0.2m以下にしてください。

ウ．樹木で緑化する場合、構造物の高さが樹木の樹高の半分以下でなければなりません。

※　詳細は、P．４「構造物がある場合の注意点」をご参照ください。

エ．可動式植栽基盤は対象外とします。

構造物とは

本事業において構造物は、道路と植栽された植物の間に設置されるブロック塀や柵等、道路から植物を見た場合に、植物を完全に隠してしまうものをいいます。

道路側から無理なく植物等が見通せ、植物を隠さない状態で設置される格子柵等は含みません。

■構造物がある場合の注意点

① 植栽基盤と道路との間に構造物がある場合、道路から構造物の天端までの高さが1.5m以下でなければなりません。

② 地被植物で緑化する場合は、構造物の高さ0.2m以下にしてください。

③ 樹木で緑化する場合、構造物の高さが樹木の樹高の半分以下でなければなりません。

○植栽基盤が道路と同じ高さの場合

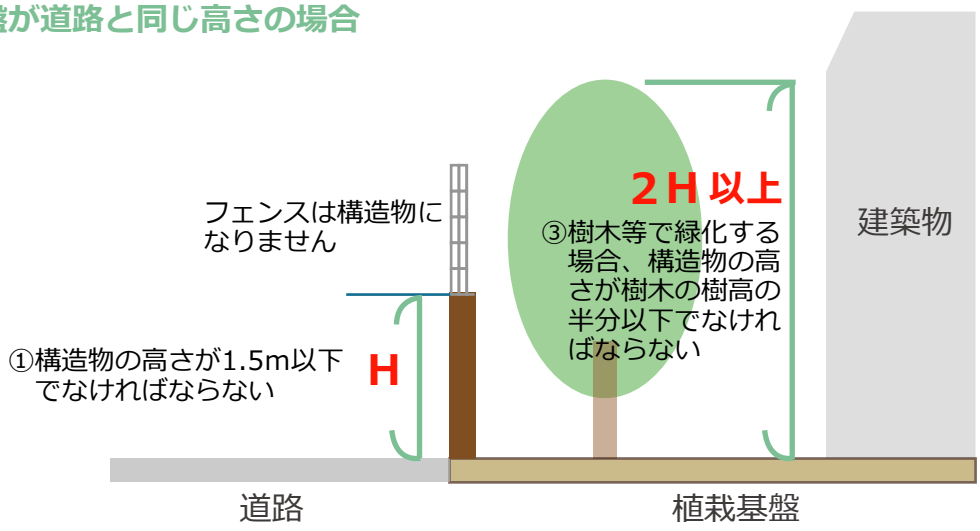

○植栽基盤が道路より高い場合

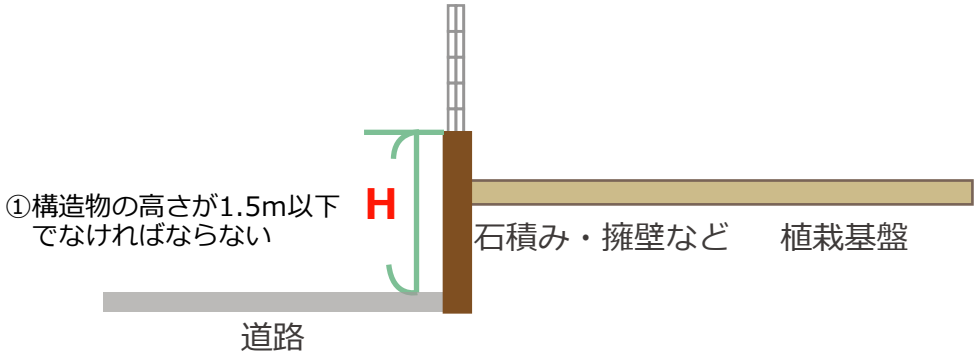

○地被植物を使用する場合

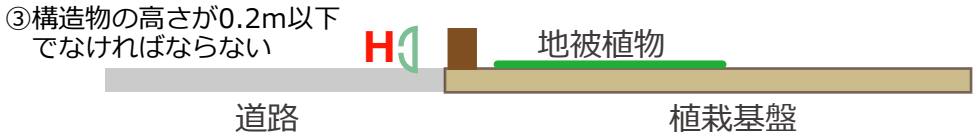

（２）壁面緑化

壁面において行う緑化で、登はん型、下垂型、壁面基盤型の３種とします。

ア．登はん型、下垂型は、多年性つる性植物を1m当たり３本以上列植する場合に限ります。

イ．壁面基盤型は、基盤面積の３分の１以上緑化する場合に限ります。

ウ．植栽基盤として可動式植栽基盤（容量50リットル以上）の使用も可能とします。

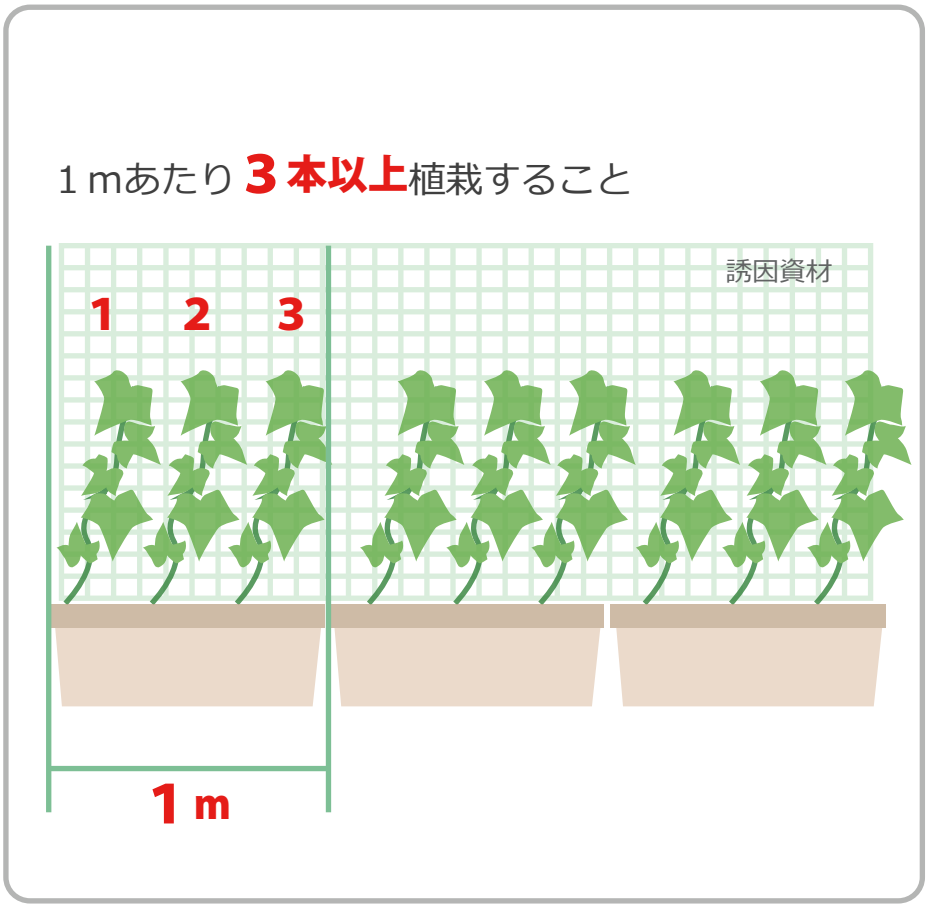

3．緑化面積算出の基本的な考え方

（1）地上緑化

■単木で緑化する場合

樹木ごとの緑化時の樹冠投影面積を算出することとし、その面積を合計したものを緑化面積とします。また、緑化面積は、次の表により簡易に算出します。

緑化時の樹高	0.4m以上～1.0m未満	1.0m以上～2.0m未満	2.0m以上～3.0m未満	3.0m以上
緑化面積	**0.2㎡**	**0.5㎡**	**1.5㎡**	**3.0㎡**

※簡易に算出した緑化面積と現地の状況が著しく異なる場合には、別途現地の状況を勘案して算出します。

※タケ類等の樹高に比べて樹冠投影面積が著しく小さい場合は、基本的に直下の樹高規格の面積で算出します。

■緑化時の樹高0.4m未満の樹木及び地被植物の場合

植栽基盤の面積を基本として緑化面積を算出します。

株物もしくは**ポット物**の場合は、**１株当たり0.04㎡**で算出します。

■生垣状（緑化時の樹高1.0m以上の樹木を間隔0.5m以内で列植したもの）に緑化する場合

緑化面積（㎡）＝緑化延長（生け垣の長さ）×1m

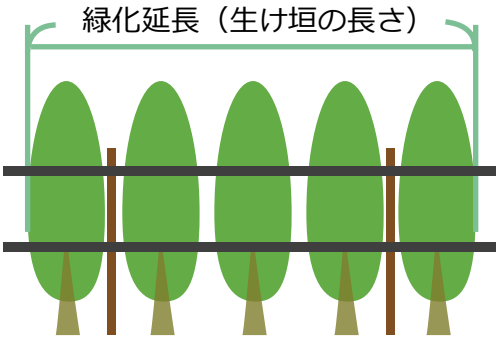

緑化時の樹高1.0m以上の樹木を間隔0.5mで列植

■駐車場を地被植物で緑化する場合

○地被植物で緑化した面積が駐車場の面積の３分の１以上の場合

緑化面積＝駐車場の面積

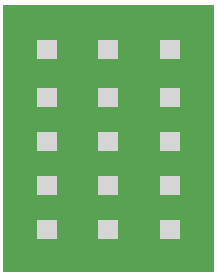

○地被植物で緑化した面積が３分の１に満たない場合

緑化面積＝地被植物の面積のみ

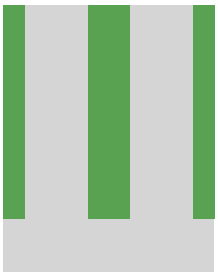

（２）壁面緑化

■登はん型　下垂型

緑化面積＝緑化延長×1m

・緑化時に高さが１mに満たないもの、1mを超える場合も一律1mを乗じます。
・壁面緑化の延長が建築物壁面の延長を超える場合は、建築物壁面の延長を上限として算出します。

■壁面基盤型

緑化面積＝壁面基盤型の面積

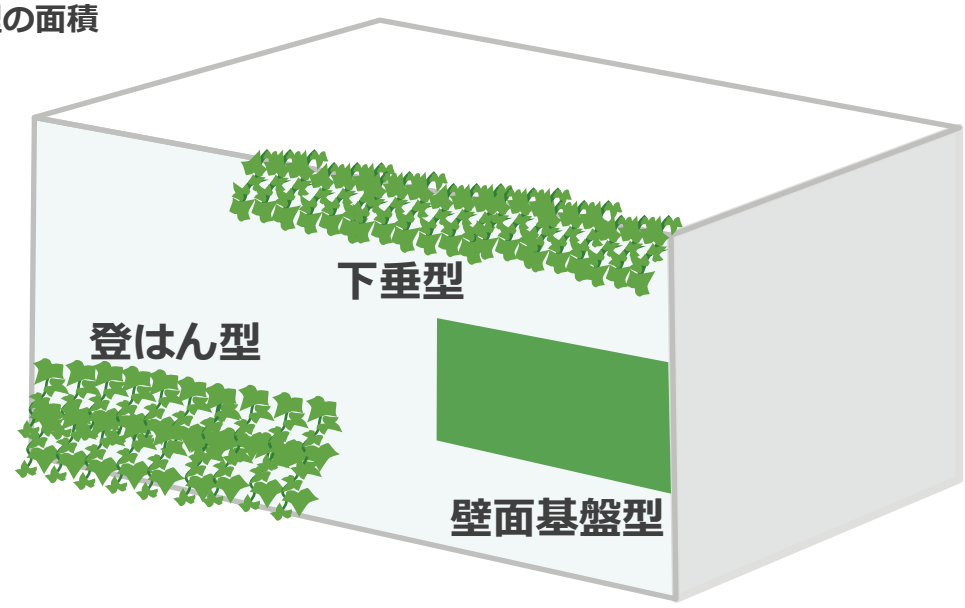

４．維持管理の報告について

●事業完了後、最低５年間は良好な樹木等の育成管理に努め、撤去してはなりません。

●事業完了後5年間のうちに、やむを得ず助成事業により整備した樹木等を維持管理できなくなった場合は、速やかにその旨を届け出たうえで、助成事業により整備した樹木等と同等以上の緑化面積を確保していただきます。

●事業実施年度から５年後の年度末に維持管理報告書により助成事業により整備した樹木等の維持管理状況について、報告していただきます。

5．緑化助成　対象確認フロー

緑化工事は未着工ですか？

いいえ → 申し訳ありませんが、助成の対象となりません

はい ↓

緑化工事は今年度中に完了しますか？

いいえ → 申し訳ありませんが、助成の対象となりません

はい ↓

緑化する場所は道路から6m以内の範囲にありますか？

いいえ → 申し訳ありませんが、助成の対象となりません

はい ↓

道路と緑化する場所の間にある構造物の高さは1.5m以下ですか？

いいえ → 申し訳ありませんが、助成の対象となりません

はい ↓

植栽計画を立てましたか？

はい ↓

緑化面積を計算しましたか？（道路から6mの範囲内）

はい ↓

緑化面積は5㎡以上ありますか？

いいえ → 申し訳ありませんが、助成の対象となりません

はい ↓

施工業者の工事見積りがありますか？

はい ↓

必要書類をそろえて、申請します。

申請場所：

（公財）福岡市緑のまちづくり協会みどり課

（郵送または持参）

〒814-0071

福岡市早良区百道浜2-3-26

→ P．10「手続きの流れ」へ

6．手続きの流れ

申請者の手続き等

（公財）福岡市緑のまちづくり協会の手続き等

申請手続き

必要書類(P.11参照）をそろえて、協会まで持参または郵送してください。

■**申請時に未着工で、同一年度内に完成することが条件です。**

■緑化施工見積書は概算ではなく、内容を十分精査してください。

調査・交付決定通知

協会に申請書が届いたら、工事着手前の現地調査及び書類審査を行います。（2週間程度かかります）

審査後、「助成金交付決定通知書」を郵送します。

緑化工事

■**緑化工事は、「助成金交付決定通知書」が届いてから着工してください。**

助成金交付決定後、事業内容を変更する場合は、「事業内容変更承認申請書」を提出してください。

実績報告

緑化工事終了後、「事業実績報告書」を提出してください。

様式は「助成金交付決定通知書」と一緒に郵送します。

提出は郵送でかまいません。

現地確認・確定通知

協会に報告書が届いたら、緑化後の現地調査を行います。（実績報告書と現地の数量に不足がないかを確認）

現地調査終了後、「助成金確定通知書」を郵送します。

請求書提出

助成金受取りのために、協会に請求書（協会指定様式）を提出してください。

様式は「助成金交付決定通知書」と一緒に郵送します。

提出は郵送でかまいません。

助成金交付

協会に請求書が届いてから、指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

交付日は決まり次第お知らせいたします。

維持管理

事業完了後、最低5年間は適切な維持管理を行っていただく必要があります。やむを得ず助成事業により整備した樹木等を維持管理できなくなった場合は、同等以上の緑化面積を確保しなければなりません。

７．申請書類

記入に際しては記入例を参考にしてください。

●申請時

・助成金交付申請書　（様式第1号）
・緑化面積算定表　（様式第1-2号）
・予算書　（様式第1-3号）　（消費税込みの金額を記入）
・役員一覧（様式第１－４号）　（法人として申請する場合）
・付近見取図（方位、道路及び目標となる地物）
・敷地所有者が確認できる書類
・緑化計画図（植物名、本数、面積等が記載されたもの）
・緑化施工費用見積書の写し（見積者の押印付・植物材料費、工事費等の内訳がわかるもの）
・申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合、当該所有者の承諾書

●変更時

・事業内容変更承認申請書　（様式第3号）
・緑化面積算定表（変更後）　（様式第3－２号）
・予算書（変更後）　（様式第3－3号）

●工事完了時

・事業実績報告書　（様式第５号）
・現況写真

●請求書提出時

・請求書　（協会指定様式）
・通帳のコピー

●助成事業者変更時

・助成事業者変更承認申請書　（様式第９号）

●事業実施年度から5年後の年度末

・維持管理報告書　（様式第８号）
・現況写真